

池田文書の研究 (三)

池田文書研究会

池田文仲様

伊東朴斎

侍史御内披

第二一五号文書 伊東朴斎書状 池田多仲宛

〔斎藤〕

拜啓仕候、薄暑相催候処益御安康珍重御義奉存候、然は過日鳥渡御咄申上候医学所へ出金一条、其後良順殿へ御咄申上候処、

宜敷事ニ可有之存候ニ付、竹内其外とも相談之上進達可致旨被仰聞候事ニ御座候、然ル処今日一件願本人足立文貞と申者田舎の罷越様子如何有之哉、松本君問合セ呉候様申聞候得共最早昨日御出立ニ相成候事故無致方奉存候、右一件ニ付尊君様方御相談有之否御承知被為在候と奉存候ニ付、一応相伺候、事ニ寄明朝當人尊館へ差出候間可相成は御逢被下、萬一未ダ其候ニ而打捨置候事ニ有之候ハゞ、何卒可然御取斗被下置候(又カ)奉願度、尤差向突然右申上候而ハ如何敷奉存候得共、外ニ可相伺方も無之ニ付此段乍失礼以書中奉伺候、下拙参館申上度存候処、此間る病氣ニ而引込罷在候故、此段不悪御承知可被成下候、先は右申上度早々如此御座候、不備、

五月十有七

尚以良順殿(三)えも右様之義私る申出候義は御沙汰無之様仕度旨申上置候間、法印方ニ而萬一御咄合等有之候ハゞ、やはり其思召ニ御取扱被下候様是又奉希上候、以上

丑五月十七日夜

- (一) 良順…松本良順。
- (二) 竹内…竹内玄同。
- (三) 法印…伊東玄朴のこと。

第六五八号文書

大槻俊斎書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

池田多仲様

大槻俊斎

急用

明日シーポルトえ質問ニ参候義、折角何の方る申来候事哉、出席無之候ては不宜候、伊東翁も大ニ心配被致候間、御操合シーポルト方之御出被下度、尤会日ニ付、仕舞次第早々御帰り被成候ハゞ可也間ニ合可申、此段御願旁如此御座候、以上

八月廿二日

(一) 伊東翁…伊東玄朴。

第六五九号文書

大槻俊斎書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

口上

今朝も御面倒相掛奉多謝候、山本鑓之丞普請出来ニ付、今日引移之手札持参被致候処、愈引移候ハゞ、家作請取之都合不致不成事ニ御座候、彼此御相談も申上度候間、一寸御出被下度奉願候、御状箱返上仕候、以上

三月十日

池田多仲様

御状箱返上仕候

大槻俊齋

第六六〇号文書

大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

久松御令娘様御容体委細承知仕候、唯今何分召出兼、後刻なら
てハ御見舞申上兼候、右御答迄如此御座候、以上

正月廿日

池田多仲様

貴答

大槻俊齋

第六六一号文書

大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

(端裏書き)
池田多仲様

原書添

大槻俊齋

今日之講訳ハ伊東貫齋君ニ相成申候、御出席ニ相成候ハ、此
扶氏原書御渡可被下候、以上

四月廿三日

(一) 扶氏：シーフェラント Christoph Wilhelm Hulcland のこと。

第六六二号文書

大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

(端裏書き)
池田多仲様

訳書貳冊添

大槻俊齋

酷寒ニ御座候処益御安全被為渡奉恭賀候、然は先日は御繁多中

早速御翻訳被成下重疊難有、以御光庇出来大慶仕候、乍失礼愚
見を以校訂到候ニ付、尚又御訂正被成下度奉願候、バスタルド
も大抵調へ候ニ付、御訳書に書入置申候、御覽相濟候ハ、大兄
之御訳書并拙訳共、御戻被成下度奉願候、書余拜顔万々可申上
御座候、書中早々如此申上候、以上

十二月十日

口上

第六六三号文書

大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

大晦日までの薬服并其後入用も御座候ハ、早々御取調可被仰
遣候、十日迄ニ去年分勘定仕舞可申候、以上

正月八日

池田多仲様

大槻俊齋

第六六四号文書

大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

(端裏書き)
池田多仲様

願用

大槻俊齋

過刻は失礼御高免可被成下候、然は先日渡辺迄話にて取入相成
候フラス十本文、私方之心得にて召上候間、明き居候ハ、此
ものニ御附与被成下度奉願候、委細ハ懸御目御咄可申上候、以
上

十月六日

第六五号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

(端裏書き)
池田多仲様

大槻俊齋

昨日之山本加兵衛家作絵図面、此人ニ御渡し被下度奉願候、以上

三月十日

第六六号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

(端裏書き)
池田様

大槻

不順之時合御座候処、益御安全奉賀候、先日は雪中御出被下難有奉存候、小子義ハ御無音のみ打過申候、擬種痘館伺濟ニ相成候段、川路公方御達ニ相成候ニ付、右普請早々取掛申度、御手透次第伊東之方か拙宅え御出被下度奉願候、書余拝眉方々可申上候、以上

正月十八日

(封筒上書)
池田多仲様

大槻俊齋

(一) 川路公方：勘定奉行川路左衛門尉聖謨。

第六六七号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

口上

昨日も御出被下難有奉存候、忠内一件如何相成候哉、且又辻番所之被遣候金高不残私方指出しに致度候間、御取調被遣可被

下候、金子は其上ニて御渡し可申候、井戸一件御談ニ相成候哉承度候、地代納帳返上仕候、以上

四月十一日

池田多仲様

大槻俊齋

第六六八号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

(端裏書き)
池田多仲様

大槻俊齋

要用急

種痘所ニおゐて稽古相勤之儀伺書指出申候処、不苦旨被仰渡候ニ付、愈来ル廿一日発会仕候間、別紙宍通私名前ニて三宅良齋(一)え御指出被下度奉願候、同人方取扱并肝煎中え文通ニ及候様致度候、尚後刻御手透次第第一寸御出被下度奉待候、以上

正月十六日

(裏書朱書)
三宅良齋上席其他取扱より肝煎迄着到次第席順無し、其他之ニ順ス

(一) 三宅良齋：佐倉藩医。お玉ヶ池種痘所設立にかかわった蘭方医。とくに種痘所再建には浜口悟陵への資金援助要請に力をつくした。

第六六九号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

口上

昨日も度々御出被下御苦勞難有奉存候、書状ハ早々御出シ可被

下候、昨夜、^(一)林ハシ催促参申候、昨年中三宅ミヤケえかし候舶来地圖相
戻申候や、未戻候ハ、急々取寄発会ニ懸可申候、赤飯其外共
凡百人前位ニテ足可申哉、吸物ハレールリング丈相減可申候、
又々尾張屋オウザウヤえ申付度候、奥御医師奥詰并嫡子方、^(二)箕作丈ハ、八
寸膳ニテ仕候、肴貳種之処一種相増シ三種ニ仕度候、尚又御勤
考可被下候、以上

正月十七日

池田多仲様
急内用

大槻俊斎

(一) 林：林洞海。
(二) 箕作：箕作阮甫。

第六七〇号文書

大槻俊斎書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

口上
今日御談申置候会日出席之名前書出来候ハ、此箱ニ入被置可被
下候、以上

九月三日

池田様

大槻

第六七一号文書

大槻俊斎書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

口上
今日乍私事無抛屋敷ムサシ之参候ニ付出席致兼申候、齋藤伊豆守様御

小兒廿一日、私シインンエントト致候処、二顆感候のみニテ不安心ニ
付、今日種接ニ罷出候約定ニ御座候間、種痘方シメズ之急度御頼可被
下候、大切之場合御座候間、何分宜敷御願申上候、深川木場万
和マニと申材木屋の小兒、廿一日種候分参可申間、是亦鑑定方シメズ之宜
敷御願被下、粗漏無之様御取扱被下度奉願候、私ニ是非出席致
し鑑定致異候様、先日も頼有之候得共、無抛用向ニテ出席致兼
申候間、林君ハシニも御願被下度奉願候、乍末齋藤様ハ別紙之通申
来候得共、札ハ都合次第御取替被下候方可然奉存候、尤三十九
番後ニ相成候ハ、其儘の札ニ可被成、三十九番内ニ候ハ、御取
替被下候方、先方都合ト奉存候、是も私出席之約束ニ昨日致置
候事に御座候間、老兄御面会之上、私急ニ出席致兼候ニ付、ケ
様之頼ニ御座候段、乍御面倒御演述可被下候、以上

二月廿八日

池田多仲様

願用

大槻俊斎

(一) インンエントト：Inoculating 種痘。

第六七二号文書

大槻俊斎書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

池田多仲様
(端裏書ぎ)

大槻俊斎

去月中種痘館伺之義、安井、山本御両家マニ御差出ニ相成候書
付、私方シニも尊稿有之筈之処、唯今見出兼申候間、大兄御手元
ニ有之候分、一寸拝借仕度奉願候、書余後刻懸御目万々可申上

候、以上

五月十四日

第六七三号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

口上

今日七時、奥御医師并林、私、種痘所へ罷出申候間、其御心得可被成下候、以上

二月四日

池田多仲様

大槻俊齋

(一) 林：林洞海。

第六七四号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

〔岩崎〕

(端裏書き)
池田多仲様

大槻俊齋

今日ハ朝々炎熱ニ御座候、擬長崎屋会所行之義、伊東、竹内、林、拙宅へ御出にて、午飯指出、泉橋ヲシキツプと申、相談ニ御座候間、少々遅刻ニ相成可申、^(一)悴も罷出申候間、大兄ニも成丈御早ク御出、書名等御取調被下度、外々の人ハ宛ニ相成不申候、長崎屋会所之断方之義ハ月岡ニ御内談之上、御出可被下候、御都合次第屋弁当御持越候ても、聊御不都合之義ハ不為有候、右申上度如此御座候、已上

八月二日

(一) 悴：大槻俊齋の子玄俊。
(二) 月岡：月岡勝二郎。

第六七五号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

(端裏書き)
池田多仲様

大槻俊齋

昨日は御来駕被下候処、留守中不懸御目残念ニ奉存候、擬被仰置候明日集会之節、茶漬飯指出候方可然旨、伊東君にて被仰候由、至極御同意仕候、併四拾人餘ニも可有之、無人之処にて中々届兼候半ト奉存候、左候時は仕出し屋ニても申付、膳碗并給仕人等迄も先方之もの不相頼候ては行届兼候半ト奉存候、餘り横行ニ相成候哉ト奉存候、夫は幕之内と申様な握飯ニ煮染香の物抔折ニ入、老人前ツマ指出候方如何可有之哉ニ奉存候、花生毛せん御入用之由、後刻差上可申候、客來の御心得にて生花等被成候ニハ及申間敷、程能き御取計にて宜敷奉存候、^(一)足立梅栄えは一昨四日書状ヲ以申遣候、請取書も參申候、右申上度早々如此御座候

五月六日

(一) 足立梅栄：薩摩の人。坪井信道の門人。お玉ヶ池種痘所設立時に抛金した蘭方医。

第六七六号文書 大槻俊齋書状 池田多仲宛

(端裏書き)
池田多仲様

大槻俊齋

論文残り返上仕候、林氏ハワートル沓部寄附被成候ニ付為致差

上申候、右申上度如此御座候、以上

八月十一日

(一) 論文：文久元年三月種痘所が発行した「種痘論文」か。

(二) ワートル荅部：林洞海が完訳した『空篤児薬性論』(天保十一年)

G. J. A. van de Water の薬物書か。

第六七七号文書 大槻俊斎書状 池田多仲宛

(端裏書き)
池田多仲様

大槻俊斎

此間中々段々御苦勞御世話難有奉謝候、此間種痘仕候、貴兄
之御世話の内、老人はシキリフトにて用立申間敷候、跡兩人も
何程感候哉、今日中ニ御見分ケ置可被下候、津田長春を参候再
種痘之分ハ九箇ニ一箇感候由、外ニ私分兩人ハシキリフトに
て苗ニは相成不申候、織田氏分は定し可宜存候、此十三日は種
痘見餘程有之様にも被存、種些少歟と心配仕候、尊兄分織田氏
津田分、合四人分にては、苗無之積に御座候、何分宜敷御含み
御取扱可被成下候、右奉願度勿々如此御座候、已上

五月十一日

- (一) 津田長春：お玉ヶ池種痘所設立時の拠金者の一人。
- (二) 織田：織田研斎。この人も拠金者の一人。

第六七八号文書 大槻俊斎書状 池田多仲宛

(端裏書き)
池田多仲様

貴客

大槻俊斎

貴翰拝読仕候、然は絵図面之義被仰出候処、大工に今持参不致
候に付指上兼申候、右に付今日私大工の方へ掛合に参候積に御
座候、其上にて大兄御出被下度奉願候、住居は小石川伝通院脇
日影町上州屋と申ものに御座候、良仙方へ之通り道に有之申
候、右延引に付集會も企ち不申候、右貴客迄如此御座候、以上

正月廿二日

(一) 良仙：手塚良仙。良仙は小石川三百坂下に住んでいた。